

陳 情	受 理 番 号	125	受 理 年 月 日	令和5年8月30日	付 託 委 員 会	教育福祉
件 名	乳幼児の生命の安全確保についての陳情					

乳幼児の生命の安全確保についての陳情

陳情の趣旨

那覇市は以下の通り、市内の全保育施設に対する指導監督を徹底し、市内のすべての子どもの権利擁護、生命の安全を確保してください。

1. 2022年7月に起きた那覇市楚辺の認可外保育園での事故について、「保育従事者がどのように対応すれば事故が防げる可能性があったか」、亡くなった乳児と保護者の側に立ち、第三者を交えた徹底した検証を行い、今後の保育改善につなげてください。
2. 今回の事故は、その前にあった通報を生かし即刻立ち入り調査をしていれば予防できた可能性があります。「重大な被害が生じる恐れがある行為など」の定義が現実的には狭すぎて予防になっていないか見直しを行ってください。早めに警察や児童相談所など他の機関と連携をとり、すべての保育施設における乳幼児の安全を確保してください。
3. 全保育施設に対し、死亡につながると思われるうつぶせ寝を禁止し、睡眠時の子どもの状況の定期確認を確実に（呼吸や体の向き、嘔吐の有無、咳込みの有無など）、頻回に（15分毎など）様子の記録を行うよう指導し、それが実現できるよう、保育士配備など十分な支援を行ってください。
4. 事故以前に通報があったにも関わらず、その情報は生かされませんでした。必要な情報提供がなされる窓口になっているか、確実にその後の対応につなげるにはどうしたらよいか、保育士・保護者の意見を十分に取り入れた見直しを行ってください。
5. 乳幼児の思いを聴かれる権利について理解を深め、特に保育士との関りのなかで乳幼児がその時々自分の状況、喜怒哀楽を伝えていける能力を育てることが安全につながることを、安全の基本は人間関係のなかにあることを再度、現場で確認していける環境づくりをめざしてください。

陳情の理由

昨年7月30日に那覇市楚辺の認可外保育園で生後3か月のRさんが心肺停止状態になり、搬送先の病院で亡くなりました。当該園では事故の起きる1か月前に利用者から立ち入り検査を求める通報があ

ったとのことです。国の認可外保育園に対する指導監督の指針には、子どもの命に重大な被害が生じる恐れを通報によって把握し、問題があると認められる場合などには、自治体が特別立ち入り調査をするよう定めているにも拘らず、調査はなされませんでした。このとき調査がしっかりと行われて改善されていれば、Rさんの命を失われずにすんだかもしれません。

Rさんの生きた時間をわたしたちは決して忘れてはなりません。

いったい何が起きたのか。助けを求めたはずなのに手は差し伸べてもらえず、その間一人で苦しむ時間がどんなに孤独であったか。わたしたちには社会の一員として、Rさんの思いにしっかり耳を傾ける使命が残されています。そして今後同じような事故が二度と起こらないよう、乳幼児の生きる権利が生まれたその瞬間から確保される社会をつくりあげていかなければなりません。

また国連子どもの権利委員会の一般的意見7号では「委員会はさらに、国以外のあらゆるサービス提供者（「営利」および「非営利」の提供者双方）に対し、条約の原則および規定を尊重するよう求めるとともに、これとの関連で、締約国に対し、条約の実施を確保する第一義的責任は締約国にあることを想起するよう求めるものである。乳幼児期に関わる専門家は、国家部門で働いているか非国家部門で働いているかを問わず、徹底的な養成教育、継続的な訓練および十分な報酬を提供されなければならない。この文脈において、乳幼児期の発達のためのサービス供給に責任を負うのは締約国である。市民社会の役割は、国の役割を一代替するのではなく一補完するものでなければならない。国以外のサービスが大きな役割を果たしている場合、委員会は、締約国に対し、子どもの権利が保護され、かつその最善の利益が図られることを確保するためにサービスの質を監視および規制する義務が締約国にはあることを、想起するよう求めるものである」（パラ32. サービス提供者としての民間セクター）としています。認可保育園であっても認可外保育園であっても、無償化で補助金を受け取る場合はもちろん、そうでない場合でも「乳幼児期の発達のためのサービス供給」に責任を負うのは国であり地方自治体なのです。また国が十分に役割を果たさない場合、地方自治体は強くその責任を問う必要があります。